

保 護 者 様

愛知産業大学工業高等学校
校 長 坂 美 好

学校感染症の扱いについて

ご息が学校感染症にかかられた場合、学校保健安全法十九条により、出校停止となります。この処置は、十分に休養を与えて早く病気を治すためと、他の生徒への感染を防ぐためのもので、医師が許可するまで療養させてください。

なお、出校停止中は、「欠席」扱いとはなりません。登校の際は、下記の「出校停止解除証明書」を主治医に記入していただき、提出してください。

《 学校感染症とは次の病気です 》

第一種-----エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。）

第二種-----インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核

第三種-----コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

-----キ リ ト リ-----

主 治 医 様

※ お手数ですが、ご記入をお願いします。

出校停止解除証明書

愛知産業大学工業高等学校

年 科 組 生徒氏名 _____

出校停止となった病名 _____

上記の病名に対し 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
加療を要しました。（出校停止）

令和 年 月 日

医療機関名・医師名